

# 田川市生涯学習学校開放推進事業実施要綱

田川市教育委員会

## 1. 生涯学習学校開放推進事業の目的

田川市立小学校、及び中学校（以下「学校」という）の施設・設備を、学校の運営・管理、あるいは義務教育に支障のない範囲で、地域住民の学習の場として開放することにより、生涯学習の推進を図ることを目的とする。

## 2. 生涯学習学校開放推進事業の対象事業等

生涯学習学校開放推進事業（以下「学校開放推進事業」という）の目的達成、のため、次の事業及び活動を行う。

- (ア) 市、及び地域における生涯学習推進のための運営・組織及び援助に関すること
- (イ) 学校を利用しての自発的な生涯学習に関わる事業、及び活動の推進・助成に関すること
- (ウ) 生涯学習に関わる啓発、並びに調査・研究に関すること
- (エ) 生涯学習推進のための指導者の養成・確保・紹介に関すること
- (オ) 学校における生涯学習に関わる教育実践、及び研究に関すること
- (カ) 学校開放推進事業にともなう学校の施設・設備の改善・充実、あるいは運営・管理などの条件整備に関すること
- (キ) その他、この事業の目的達成に関する必要な活動及び業務

## 3. 生涯学習社会における学校の役割と対応

- (1) 学校は、地域社会の共有財産であるとの認識のもと、児童・生徒の教育にとどまらず、地域に開かれた学校として、生涯学習推進の場、あるいは地域のコミュニティーセンターとしての役割をあわせもつものとして位置づける。
- (2) 学校においては、学校教育を生涯学習社会の形勢者育成という広い視野からとらえ、基礎・基本事項を重視した個性を生かす教育を推進するとともに、児童・生徒の自己教育力の充実をうながし、生涯学習者としての資質の啓培を図るための、研究実践に取り組むようにする。

- (3) 地域社会の教育力を学校教育に導入する立場から、学校では地域社会のすぐれた伝統、または地域住民の豊富な経験や知識・技能を児童・生徒の教育に活用し、あるいは協力を求める中で、地域性に富み、人間的交流の豊かな、多様な教育活動を計画的に取り入れていくようにする。

#### 4. 田川市生涯学習学校開放推進委員会の設置

- (1) 校区単位の学校開放推進事業の円滑な推進と連絡・調整、及び市民に対する啓発と機運の醸成、あるいは生涯学習に関する事業や活動を行うため、田川市生涯学習学校開放推進委員会（以下「市学校開放委員会」という）を設ける。
- (2) 市学校開放委員会の組織、及び運営に関する必要な事項は別に定める。

#### 5. 校区生涯学習学校開放推進委員会の設置

- (1) 校区の学校開放推進事業の円滑な推進、あるいは地域住民の啓発、校区における生涯学習に関する事業や活動を行うため、校区生涯学習学校開放推進委員会（以下「校区学校開放委員会」という）を設ける。
- (2) 校区学校開放委員会の組織、及び運営に関する必要な事項は別に定める。

#### 6. 開放する学校の施設・設備の範囲

- (1) 学校開放推進事業にもとづき、生涯学習の用に供する学校の施設は、校舎及び体育館・運動場のうち、学校の運営・管理、あるいは児童・生徒の教育に支障のない範囲で、あらかじめ田川市教育委員会と協議のうえ、校長が定める。
- (2) 学校開放推進事業にもとづき、生涯学習の用に供する学校の設備は、開放する施設に付随する設備・備品のうち、維持・管理、あるいは教育活動への影響等を検討し、あらかじめ田川市教育委員会と協議のうえ、校長が定める。
- (3) 学校開放推進事業にもとづき、生涯学習の用に供する学校の施設で、余裕教室については、これを利用させることができる。

## 7. 学校の施設・設備を利用できる者の範囲

- (1) 学校開放推進事業にもとづき、学校の施設・設備を利用できる者は、次のとおりとする。
  - (ア) 校区学校開放委員会が生涯学習に関わる啓発、あるいは指導者育成等のために行う事業や活動を実施する場合
  - (イ) 校区住民もしくは市民を構成員とする団体・サークル、あるいは個人で、生涯学習に関わる事業や活動を行う場合
- (2) 営利を目的とする活動、及び公益を害する活動、特定の政党、あるいは主義を指示または反対するための活動など、学校施設を利用させることが好ましくないと認められる場合は、利用させることはできない。

## 8. 利用者の義務

- (1) 学校の施設・設備を利用しようとする者及び団体・サークル（以下「利用者」という）は、田川市立学校校舎使用料条例及び同施行規則並びに当該学校の校長が定める「学校使用規程」を順守しなければならない。
- (2) 利用者は、使用する施設・設備の適正な使用にあたり、その管理に責任をもつものとする。
- (3) 利用者は、校区学校開放委員会よりの補助のある場合を除き、自らの行う生涯学習に関わる事業及び活動に要する物品、又は経費を負担するものとする。
- (4) 利用者は、学校の施設・設備を利用するにあたり、使用した施設・設備備品等を破損し、または滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、その破損・滅失がやむを得ない事情で生じたものであると認められるときには、校長は田川市教育委員会と協議のうえ一部または全部の賠償を免除することができる。
- (5) 利用者が学校の施設・設備を使用中に人身事故等の生じた場合は、事後の処理はすべて利用者によって行うものとする。

## 9. 学校の施設・設備の使用に関する学校使用規程の定め

校長は、生涯学習に供するため学校の施設・設備を開放するにあたり、当該施設・設備の維持・管理、あるいは学校運営や教育活動への影響・支障の度合等を勘案し、必要な学校使用規程を定める。

## 10. 開放する学校の施設・設備、及び学校使用規程の公示

校長は、開放することとなった学校の施設の名称、または設備・備品の名称・数量・規格等、及びこれらの使用上の注意等の必要事項、あるいは学校使用規程を公示し、利用者の使用の便に供するものとする。

## 11. 使用の禁止、及び停止・制限

- (1) 校長は、学校の運営・管理、あるいは教育活動上必要の生じた時には、一部あるいは全部の施設・設備の開放を、特定の期間停止、または制限することができる。この場合校長は、利用者に直ちに通知するものとする。
- (2) 校長は、利用者が学校使用規程に違反し、もしくは、使用するにあたって、学校の管理・運営上支障をきたすおそれの生じた時には、使用を禁止、あるいは停止することができる。この場合、校長は当該利用者に直ちに通知するものとする。

## 12. 指導者の確保、及び報酬

- (1) 生涯学習にかかる事業、あるいは活動を行うにあたって必要な指導者は、利用者において選考し、依頼するものとする。
- (2) 生涯学習に関する適当な指導者としての人材を確保するため、田川市中央公民館の人材バンク制度を利用するとともに、校区学校開放委員会において必要な人材の確保、登録、紹介等の業務を行う。
- (3) 市学校開放委員会は、校区学校開放委員会の確保・登録した指導者及び田川市中央公民館の人材バンク制度に登録された指導者の氏名、指導事項等を各校区学校開放委員会に通知するものとする。
- (4) 指導を依頼した指導者に対する謝金等の報酬については、依頼した利用者が負担するものとする。ただし、当該校区学校開放委員会の定めるところにより、その一部または全部を校区学校開放委員会が負担することができる。

### 13. 開放時の学校施設・設備の管理

- (1) 学校開放時における学校の施設・設備の管理を行うため、管理者を置く。
- (2) 管理者が管理する学校の施設・設備の範囲は、校長が定めた開放する施設・設備のうち、体育館、及び運動場を除いた校舎内の施設・設備とする。  
※ 具体的には、校長の指定による。
- (3) 管理者は、校長及び校区学校開放委員会の委員長の指示・指導にもとづき、管理を依頼された学校の施設・設備の適正な使用の確認や、安全の確保、または開錠・施錠、あるいは警報装置の解除・セットなど、必要な管理業務にあたる。
- (4) 管理者は、使用された施設・設備の使用状況、異常の有無など、必要事項を管理記録簿に記載し、校長に提出報告するものとする。
- (5) 校区学校開放委員会は管理者としてふさわしい人物を選考し、依頼するとともに、それにとまなう報酬を支払うものとする。

### 14. 学校の施設・設備の整備

学校開放推進事業にとまなう学校の施設の改造・整備、あるいは設備・備品の破損・滅失・消耗による補充・修理、及び必要な設備・備品の購入・整備については、校長や校区学校開放委員会の意見・要望をもとに、田川市教育委員会が計画的に実施する。

### 15. 利用者の登録

学校開放推進事業にもとづき、年間を通して継続的に学校の施設・設備の使用を希望する利用者は、当該学校の属する校区学校開放委員会に申し出て登録するものとする。

### 16. 校舎使用料の免除措置

学校開放推進事業にもとづき、利用者が校舎等を使用して、生涯学習に関わる事業、あるいは活動を行う場合の使用料は、田川市教育委員会の主催、または共催とみなし、全額免除とする。

## 17. 田川市職員、及び学校教職員の参加

田川市職員、及び学校教職員は、居住する校区、あるいは勤務する学校の属する校区で行われる生涯学習に関わる事業や活動に参加・協力する。市外居住者については、適当な校区を選び、当該校区の事業や活動に参加・協力する。

## 18. 田川市教育委員会事務局内の連絡・調整

- (1) 学校開放事業を円滑に実施するため、田川市教育委員会事務局内の関係する各課・係及び関係者による学校開放推進事業連絡会を設け、連絡・調整、並びに事業の推進にあたる。
- (2) 学校開放推進事業連絡会の組織・運営に関する事項は別に定める。

附 則

この要綱は平成元年8月1日より施行する。

附 則

この要綱は平成5年12月1日より施行する。

附 則

この要綱は平成10年4月1日より施行する。